

交信証及び受信証の転送取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、規則第16条第1項及び第2項の規定に基づき、連盟が受理することのできる交信証(以下QSLカードという。)及び受信証(以下SWLカードという。)の規格並びに転送方法等について定めることを目的とする。

(QSLカード)

第2条 QSLカードの交信証明欄には、必要な交信データ(SWLカードには必要な受信データ)が記載されていないなければならない。

(QSLカード等の受理)

第3条 連盟が受理することができるQSLカードまたはSWLカードは次のものとする。ただし、(2)の外国の局にあてたものであって、当該国又は当該地域のビューローが閉鎖された等で送付できないエンティティについてはWeb等で周知するものとする。

- (1) 会員(賛助会員を除く。以下同じ。)から会員にあてたもの
 - (2) 会員から外国の局にあてたもの
 - (3) 外国の局から会員にあてたもの(会員が海外で運用した外国の局の呼出符号のものを含む。)
- 2 QSLカードを転送のため連盟に送付する場合は次のとおりとする。
- (1) 会員にあてるものは、転送先コールサインのエリア順に、かつ、プリフィックスごとに昇順にまとめるものとする。
 - (2) 外国の局にあてるものは、転送先コールサインのプリフィックスごとに昇順にまとめるものとする。
 - (3) 准員にあてるものは、転送先准員ナンバーのエリア順にまとめ、第1号の次に重ねるものとする。

(QSLカードの規格等)

第4条 QSLカードの規格等は次のものとする。

- (1) 寸法及び重量は、長辺14cm以上15cm以下、短辺9cm以上10cm以下、重量2g以上4g以内であり、折り返しのないもの
 - (2) 転送先のコールサインは、読みやすい、太文字の、活字体で、別図1、別図2若しくは別図3の要領にしたがってQSLカードの上部又は転送先コールサイン記入枠内に記載されたものであること
- 2 QSLカードは、なるべく次のものとする。
- (1) 転送先のコールサイン記入枠は、別図2及び別図3に定める寸法とする。
 - (2) 前号の記入枠は赤色の実線とし、赤色以外の場合は破線とする。
 - (3) 材質は、均質な1枚の紙であって、転送先コールサインの記載面の色彩は、全面が白色又は淡色であること
- 3 QSLカードの交信証明欄以外の記載内容は、次のものであってはならない。
- (1) わが国の法律で禁止されているもの
 - (2) 連盟が公序良俗に反すると判断するもの
 - (3) 広告等を主体としたもの

- 4 QSLカードに貼付することのできるステッカー及びシールは、次のとおりとする。
 - (1) 材質は、第2項第3号を準用する。
 - (2) 貼付箇所は、転送先コールサイン記入枠以外の場所であること
 - (3) 容易にはがれないように全面を密着させたものであること
 - (4) 記載内容は、第2条に規定するもの並びに第3項を準用する。
- 5 次のものを連盟において受け付けた場合は、破棄することができる。
 - (1) 第2条の規定に合致しないもの
 - (2) 第1項の規格に合致しないもの。ただし、外国の局から会員にあてたものは、この限りではない。
 - (3) 第3項の規定に類するもの。

(QSLカードの転送)

第5条 第3条により受理されたQSLカードで、会員にあてたものは会員名簿に記載された住所にあてて発送するものとする。

2 第3条により受理されたQSLカードのうち、外国の局にあてたものについては、原則として毎月末に該当のIARU加盟団体または連盟が認めた団体のQSLビューローあてに発送するものとする。

3 会員名簿に記載されていない者にあてたQSLカードは、発送予定日から3ヵ月保管した後破棄するものとする。ただし、3ヵ月以内に会員になった場合は第1項に従い、QSLカードを発送するものとする。

(手数料)

第6条 規則第16条第3号に定める手数料は、次のとおりとし、それぞれ年額として納めなければならない。

(1) 異なる呼出符号(准員ナンバー)の国内局の場合

ア 会員登録をしている正員又は家族会員の呼出符号(准員の場合は准員ナンバー。以下同じ。)と異なる国内個人局の呼出符号のQSLカード(准員の場合はSWLカード。以下同じ)の転送を希望する場合の手数は、異なる呼出符号一つにつき3,600円とする。

イ 会員登録している社団会員の呼出符号と異なる国内社団局の呼出符号のQSLカードの転送を希望する場合の手数は、異なる呼出符号一つにつき5,400円とする。

(2) 海外に在住する会員の場合

海外に在住する正員が会員登録している呼出符号と異なる呼出符号にあてたQSLカードの転送を希望する場合の手数は、4,500円とする。

(3) 会員に係る外国局の場合

ア 正員又は家族会員が海外で運用し、その外国の局の呼出符号(会員登録している呼出符号を基本に組み立てられたものを含む。)のQSLカードを日本国内から外国の局あてに転送する場合の手数は、異なる外国の局の呼出符号一つにつき3,600円とする。

なお、当該QSLカードを国内会員のみ転送する場合の手数は不要とする。

イ 会員が会員に係る外国の局の呼出符号のQSLカードを代行して転送する場合の手数は、外国の局の呼出符号の一つにつき3,600円とする。

(4) 行事等開設した特別な局の場合

第1号イの規定にかかわらず、会員登録している社団会員が、電波法関係審査基準で定められた「行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局」を開設し、呼出符号が8J又は8Nのプリフィックスで始まる特別な局のQSLカードの転送を希望する場合の手数は、異なる呼出符号一つにつき10,800円とする。

2 前項において、正員あるいは家族会員が社団会員のQSLの転送、又は社団会員が正員あるいは家族会員のQSLカードの転送を希望することはできない。

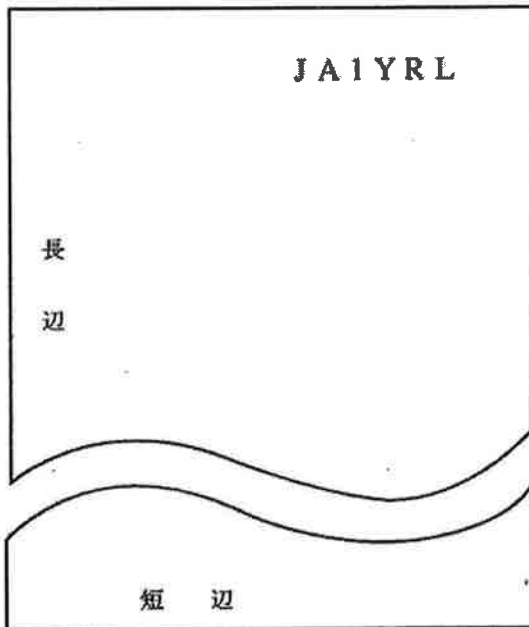
(その他)

第7条 SWLカードの転送の取扱に関しては、この規程を準用するものとする。

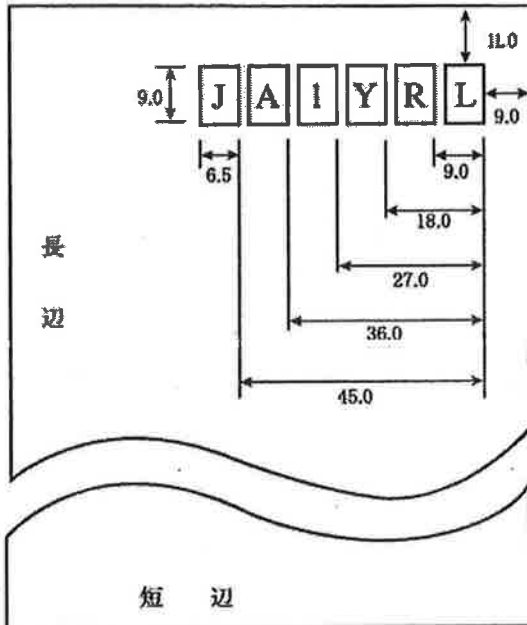
附則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別図1 宛先局コールサインの記載位置

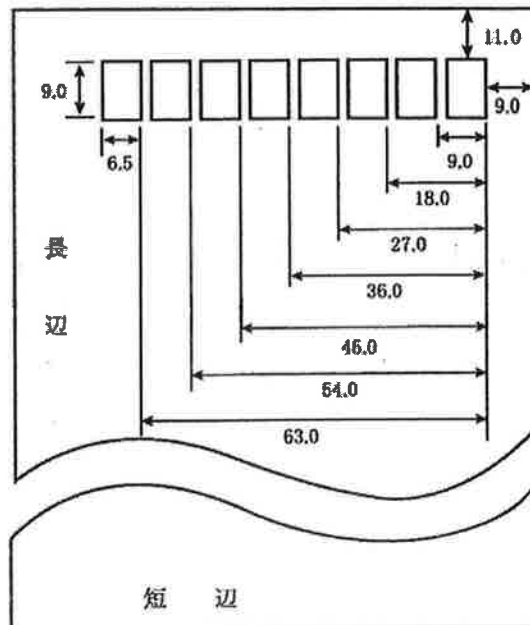


別図2 宛先局コールサインの記入枠



(数字の単位はミリメートル)

別図3 宛先局コールサインの記入枠



(数字の単位はミリメートル)

※コールサインは左詰めで記入